

<p>会報</p> <h1>あんぜん</h1>	<p>発行者 気仙地区危険物安全協会 大船渡地区消防組合 消防本部内 TEL 27-3555</p>	<p>平成26年度危険物安全週間推進標語</p> <h2>危険物</h2> <p>読みはまっすぐ ゼロ災害</p>
-------------------------	--	---

### 『年頭のご挨拶』

会長 横澤吉夫



謹んで  
新年の  
お祝詞を  
申し上げます

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には新しい年を健やかに迎えることと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃は当協会の業務及び事業推進につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

大震災からまもなく4年となります。未だに仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされている皆様も数多くおられますが、大船渡では魚市場の完成、陸前高田では大型のベルトコンベアーが稼働し、土地の造成、かさ上げが急ピッチで進むなど復旧、復興は大きく前進しております。

私達の取り扱っている石油製品は復旧、復興には欠かせないものでありますが、取扱いを一步誤れば火災、爆発等大きな災害を引き起こす危険性を有しております。また、流出によって起こる水質や土壤汚染などにより、地域社会や自然界に深刻な影響を与えることになるため、その安全確保が極めて重要であります。

当協会では、今年も消防当局のご指導、ご協力を賜りながら危険物による災害防止のための啓蒙、普及に全力で取り組み、災害や事故のない安全安心な地域づくりに取り組んで参りたいと思います。

会員の皆様には災害や事故のない安全安心な地域づくりのため、今後とも危険物施設の適正な維持管理と自主保安体制の確立に一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに本年も消防当局の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに会員の皆様方の益々のご繁栄、ご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新規加入事業所紹介

平成26年11月1日より、株式会社デマンド様（移動タンク貯蔵所）、が当協会へ入会しましたので紹介いたします。なお、現在の会員事業所数は87事業所となっております。（平成26年12月1日現在）

## 平成26年度第4回危険物取扱者試験日程

危険物取扱者試験日 平成27年3月14日（土）《盛岡市》

願書の受付期間（書面申請）

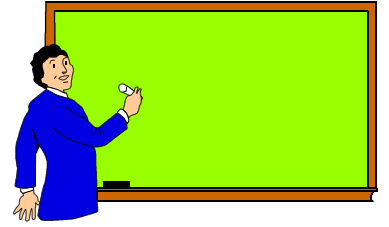
平成27年1月26日（月）～2月2日（月）まで

電子申請の受付期間

平成27年1月23日（金）～1月30日（金）まで

～受験願書の取りまとめについて～  
1月30日（金）までに持参した分については、一括送付します。（気仙地区危険物安全協会会員に限り）

## 第4回危険物取扱者試験準備講習会



『準備講習会』（県協会主催）

1 開催日及び会場

平成27年2月17日(火)、18日(水) (公財)岩手県高校教育会館 2階小・中会議室  
(盛岡市志家町11-13)

2 時間 9時～12時、13時～16時

3 受講料 (テキスト含む)

会員事業所・学生 8,500円

非会員事業所 13,500円

※準備講習会の申込用紙は、気仙地区危険物安全協会にあります。

※テキストをご希望の方は、気仙地区危険物安全協会にて販売いたします。 乙種第4類 1,500円

## あなたの職場は大丈夫？安全チェックリスト

(一財)全国危険物安全協会では、事業者自らが潜在的要因を把握し、これに応じた安全対策を実施する「自主保安活動」を支援するため、業種別・工程別にチェックリスト方式の危険性評価方法を開発しました。

事故事例に併せて掲載しておりますので、詳細については全国危険物安全協会ホームページをご参照下さい。

<http://www.zenkikyo.or.jp/bousai/index.html>

## 危険物施設の震災等対策ガイドライン

東日本大震災では、危険物施設で様々な被害が発生し事業の中断を余儀なくされました。

そこで消防庁では、各事業所の震災等対策を推進するガイドラインを作成し、施設類型毎（製造所、屋内・屋外貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所）に掲載しておりますので、詳細については消防庁ホームページをご参照ください。 <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>

◇ ガイドラインの主な内容 ◇

- ・危険物施設の保安措置
- ・災害対応に関する事項
- ・施設の使用再開に向けた準備
- ・復旧に向けた事業所相互の協力体制

※ホームページで公開中のガイドラインは、ダウンロードして使用できます。

## 危険物施設等における雪害対策について

危険物の流出は、火災危険性を著しく高めるとともに、周辺環境に甚大な影響を与えるものであり、さらには、冬期間に流出した危険物は融雪とともに被害の拡大が懸念されます。各事業所におかれましては、流出事故の発生を防止するため、注意喚起していただくようお願いいたします。

《注意事項》

- ① 危険物施設に係る落雪・積雪等による配管損傷及び転倒防止対策等を講じること。
- ② 巡回点検のさらなる徹底等により、危険物流出の有無の確認を徹底すること。
- ③ 危険物が流出した場合は、適切に対処するとともに、融雪時の対策等について徹底を期し、被害拡大を未然に防止すること。